廿日　曇　四十四度　午后四十九度

一午前十時頃出[illegible]午後[illegible]頃[illegible]
[illegible]

一本年[illegible]年[illegible]旧代
内[illegible]
[illegible]
[illegible]
年[illegible]
[illegible]

一[illegible]
[illegible]
[illegible]
[illegible]
[illegible]
未[illegible]

證

一金七拾三円五十銭也
右正ニ御領収申置候、此手形引
換御渡可申候也
　十二月廿七日　東京
　　　　　　　　三井組
　　　　　　　　扱人
　　　　　　　　森　藤五郎
東京府
　出納御掛衆

右ハ五月[illegible]書調印
引換[illegible]町[illegible]

一午後三時[illegible]
[illegible]

廿一日雨 巳半刻
午半刻 [illegible]
[illegible]

廿二日雪 巳半刻
冬至 午半刻
午半刻 [illegible]
[illegible]

廿三日雪 巳半刻
午半刻 [illegible]
[illegible]

廿四日雪 巳半刻
午半刻 [illegible]
[illegible]

廿五日雪 巳半刻
午半刻 [illegible]
[illegible]

廿六日雪 巳半刻
午半刻 [illegible]
[illegible]

廿七日雪 巳半刻
午半刻 [illegible]
[illegible]

廿八日雪 巳半刻
午半刻 [illegible]
[illegible]

廿九日雪 巳半刻
午半刻 [illegible]
[illegible]

卅日雪 巳半刻
午半刻 [illegible]
[illegible]

国立国会図書館　タイトル『禁裏御所御用日記』　請求記号 826-91
ガラス使用

廿三日晴 冰
一手水所
一手水所
一手水所

出生ニ付キ
本籍ヲ定メ
右富士見町
廿四日晴
二男ニ付次第
校ニ入大試験ニ
免状ヲ
朱印
下等小學第七級卒業候事
第一大区壹小区東京府官
第四中学区積善町二丁目
私立
第一番小學
明治七年十月
高橋校
廿七日届
廿五日雨

廿六日曇 寒
三月十二日ヨリ巨勢
安町再掛 指示ニテ
三度公文書
来ル廿七日ヨリ

廿七日雨 寒
三十一日 寒

廿八日曇 寒
午後晴 寒

廿九日晴 寒
一午後二時頃ヨリ雷雨
二時ヨリ雹
一午後十時頃ヨリ雨
十時ヨリ雨

国立国会図書館　タイトル『禁裏御所御用日記』　請求記号 826-91
ガラス使用

三十日晴　寒三度

一午後府ゟ出宅井上甚之丞
引合ニ付出張之節ゟ鶴卯
十郎方江参候ニ付茂花屋之
引当候事ニ付而何ニ付候
而留守ニ付以御引受相願
口年十時帰宅

三十一日晴　寒三度

一午後ゟ府ゟ出宅
神田社江参詣　ニ而帰
帰宅

一午後一時ゟ甚之丞方ニ参候処
未帰ニ付ニ而帰ル

一歳末借財之件ニ付

一昨年暮借財之件ニ付

国立国会図書館　タイトル『禁裏御所御用日記』 請求記号 826-91

ガラス使用

国立国会図書館　タイトル『禁裏御所御用日記』　請求記号 826-91

ガラス使用

826
37合
91

国立国会図書館　タイトル『禁裏御所御用日記』 請求記号 826-91

ガラス使用

国立国会図書館　　タイトル『禁裏御所御用日記』　請求記号 826-91

ガラス使用